



都道府県労働局

はじめに

都道府県労働局は、地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定・男女ともに健康で働きやすい職場の実現などを通じて、国民の生活の安定と経済・社会の発展を図るうえで極めて大きな役割を果たしております。

この役割を果たすため、都道府県労働局は、「労働分野の専門家集団」として、仕事を探される方や仕事でお困りの方、人材を必要とする企業等に日々接し、求められるサービスの提供に努めています。

このように都道府県労働局の果たす責任は大変重いものですが、その分やりがいがあるところです。また、関連する様々な業務を経験し、「労働分野の専門家（プロフェッショナル）」として、自らの可能性を磨くことができる職場です。

行政を目指す皆さんには、是非、都道府県労働局に来ていただきたいと思います。

そして、熱意ある皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

目 次

■都道府県労働局の役割	1
■主な業務内容	2
■厚生労働省の組織について（概要）	7
■都道府県労働局の組織と所掌事務	8
■ハローワーク・労働基準監督署の組織と所掌事務	9
■入省後について	10
■ハローワーク職員の1日	12
■先輩からのメッセージ	14
■採用後の処遇について（よくある質問）	16
■問い合わせ先	17



都道府県労働局の役割

都道府県労働局は、働く人のため、仕事の確保（職業安定行政）、労働環境の整備（労働基準行政）、職業能力の向上（職業能力開発行政）、雇用機会の均等確保（雇用均等行政）など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うための、厚生労働省の地方機関です。

地域の総合労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと、広く接し、さまざまな相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

職業安定行政

すべての人々がその能力を最大限に発揮して働けるようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどの目的のため、求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者などの就職促進の業務を行っています。

労働基準行政

労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保を図ることなどのために、労働基準に関する法令や通達に定める措置などについて、行政指導等を行うことより、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、長時間労働の抑制、労働災害の防止などを推進するとともに、労災保険制度の運営などの業務を行っています。

雇用均等行政

労働者が性別により差別されることなく、また、働く母親が母性を尊重されつつ、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること等を目的として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、女性の活躍推進、労働者が仕事と育児・介護を両立出来るようにするための環境整備、パートタイム労働者の待遇改善などの業務を行っています。

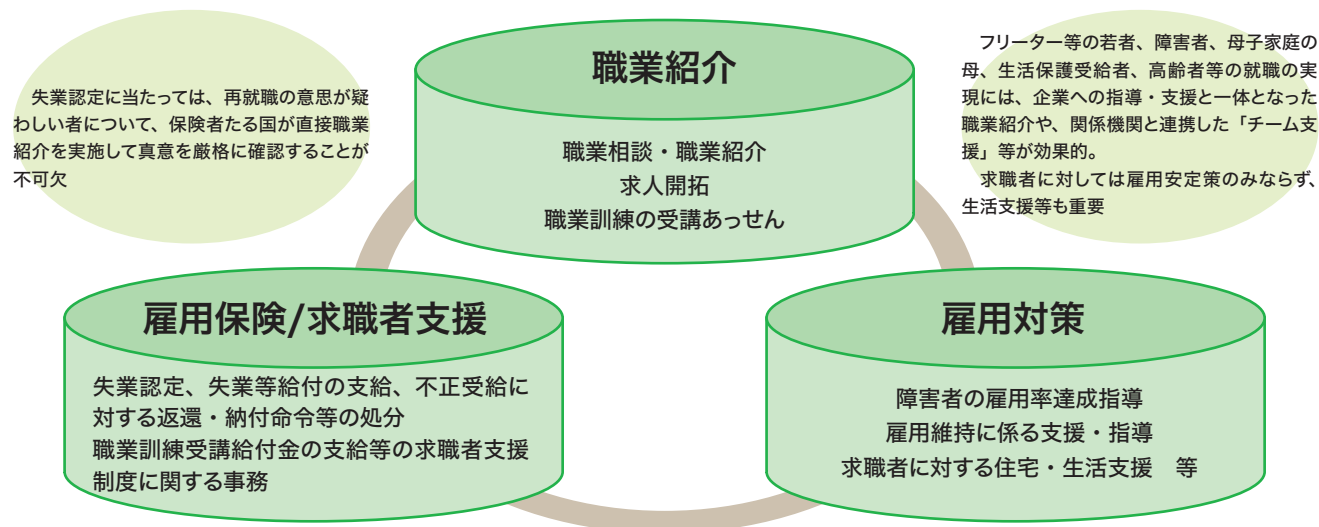
職業能力開発行政

すべての人が能力を高めて適した仕事に就くことができるよう、再就職に必要な技能を身に付けるための職業訓練や、仕事に就いている人のスキルアップを支援する施策などを行っています。

主な業務内容

職業安定行政に関する業務

就職を希望する全ての人を支援するため、職業紹介・雇用保険・求職者支援・雇用対策を一体的に実施することが重要です。これらの業務は、都道府県労働局の職業安定部とハローワークが行っています。



ハローワークの由来

「ハローワーク」という名称は、公共職業安定所が、地域にいっそう親しまれる機関となることを目指して、全国から愛称を募集・選定し、平成2年から全国の公共職業安定所で使用しています。

この愛称の「ハロー」というあいさつの言葉には、「出会い」を大切にする職業安定行政の精神が込められています。

ハローワークの業務

1 雇用保険に関する業務

① 失業者、在職者に対する業務

失業者に対しては、雇用保険の受給資格決定や失業認定、失業等給付の支給などの業務を行います。

また、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする教育訓練給付の支給決定などの業務を行います。

② 事業主に対する業務

事業主に対しては、雇用保険の適用や雇用保険被保険者の資格の取得、喪失の手続を行います。

雇用保険制度

雇用保険制度は、①労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を行うとともに、②失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業（雇用安定事業・能力開発事業）を行う雇用に関する総合的機能を有する制度です。

2 職業紹介に関する業務

① 求職者に対する相談、援助等

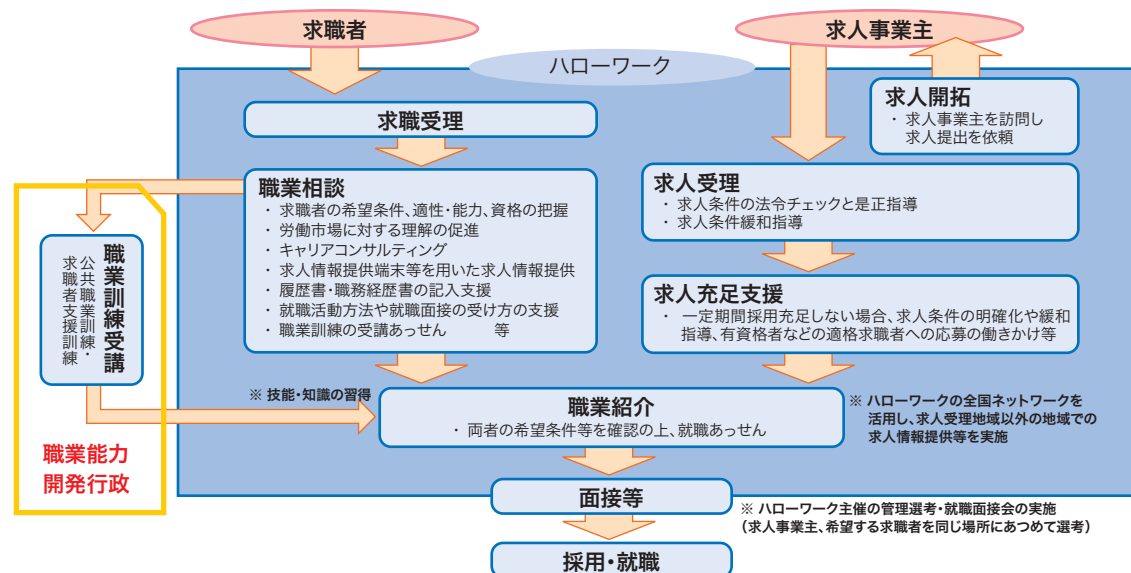
求職者に対しては、職業相談を通して、希望条件や能力と適性等を把握し、求人情報の提供、職業紹介、職業訓練の受講あっせんなどを行っています。

また、必要な場合は、キャリアコンサルティングや面接のトレーニングなどを行い、求職者の再就職の実現を図っています。

② 求人者に対する相談、援助等

求人者に対しては、求職者情報の提供や求人条件に関する指導だけでなく、雇用促進のための各種助成金に関する業務を行っています。

また、職員が自ら企業を訪問し、求人の掘り起こしを行っています。この他、高齢者や障害者、新規学卒者などを対象とした合同就職面接会の開催などのマッチング業務を実施しています。



このほか、子育て中の人、学校卒業予定者や非正規雇用の若者、障害のある人などへの就職支援を行うため、「マザーズハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」など、さまざまな専門窓口を開設し、支援を実施しています。

職業能力開発行政に関する業務

すべての人が職業能力を高めてその能力に適した働き方ができるよう、離職者等を対象とした公的職業訓練、企業による人材育成の支援、技能検定等の職業能力評価体制の整備や個人の主体的なキャリア形成の支援など、働く人のスキルアップを支援することが重要です。

これらの支援施策をより地域の実情に応じきめ細やかに実施するため、国の職業能力開発行政の拠点として労働局の主に地方訓練受講者支援課(室)等が業務を担っています。

労働局では、公的職業訓練の受講あっせんや訓練受講者への就職支援等に係る事務のほか、公的職業訓練をより一層効果的に実施するため、地域における、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や都道府県をはじめとした関係機関との密接な連携や、総合的な訓練計画の策定を行っています。また、キャリア・プランニングなどに利用できるジョブ・カードや、労働者の社会的な評価の向上や技能習得意欲の増進のための技能検定制度の普及・促進、労働者のキャリア形成に役立てるために利用できる助成金に係る業務や地域若者サポートステーションにおけるニート等への就労支援などの業務を行っています。

雇用均等行政に関する業務

「雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保」「仕事と育児・介護の両立ができる環境の整備」「パートタイム労働者の待遇の改善」などへ向けた施策を推進するため、法律の周知、事業主への指導、相談受付、紛争解決援助などの業務を実施しています。

これらの業務は、労働局の雇用環境・均等部（室）が担当しています。

1. 雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保対策等の推進

男女雇用機会均等法では、募集・採用・配置・昇進などについての性差別や妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いを禁止しているほか、企業にセクシュアルハラスメント防止対策や母性健康管理措置を義務付けています。

また、女性の活躍推進が重要な課題になっていることから、「女性活躍推進法」により、労働者が301人以上の企業については①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表などを義務付け、企業における女性の活躍推進を促進しています。さらに、事業主行動計画の策定・届出を行った一般事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な一般事業主を認定し、「えるぼし」マークを付与することにより、女性の活躍推進を進めています。



2. 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

少子高齢化が急速に進む中、労働者の仕事と育児・介護との両立は大きな課題です。男女とも育児・介護休業を取得しやすく、働きながら子育てや介護をしやすい環境が作られるよう、育児・介護休業制度の周知・徹底、企業への助成金支給、好事例集の普及、ファミリー・サポート・センターの設置促進に取り組んでいます。

また、労働者が仕事と家庭を両立するためには、企業の役割も重要です。「次世代育成支援対策推進法」では、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を作り、取り組むよう企業に求めており、労働者が101人以上の企業については、計画を策定・公表し労働局へ届け出るよう義務付けています。

また、計画に定めた目標を達成するなど一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定し、くるみんマーク・プラチナくるみんマークを付与することにより、企業の次世代育成支援対策を推進しています。



3. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

パートタイム労働者は日本の経済活動に欠かせない存在ですが、待遇が必ずしも働き・貢献に見合っていない場合や、正社員への転換が難しい場合があります。これらを解消するため、パートタイム労働法によって、正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を促しています。また、短時間正社員制度の導入の推進や、職務分析・職務評価の普及促進などを行っています。



短時間正社員制度のイメージキャラクター
「ハーモ」と「モニー」

4. 在宅ワークの健全な発展のために

パソコンなどを活用し自宅で自営的に仕事を行う在宅ワークは、仕事と家庭の両立が可能な柔軟な働き方として広がっています。在宅ワークを安心して行うことができるよう、契約をめぐるトラブルを防止するための「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発や、在宅ワークに関する情報提供・相談対応を行っています。

労働基準行政に関する業務

労働者が健康で安心して働ける職場を作り、豊かでゆとりある生活が送れることを目指して、賃金支払いの確保など労働条件の確保・改善、労働時間対策、労働者の安全と健康の確保、迅速で的確な労災補償などに取り組むことが重要です。

これらの業務は、労働局の労働基準部、雇用環境・均等部（室）及び労働基準監督署が担当しています。

このうち、雇用環境・均等部（室）の業務は以下のとおりです。

1. 働き方改革の推進

近年、「働き過ぎ」、「過労死」といった働き方についての問題が大きく取り上げられています。労働局では、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のため、事業主への助言・指導、先進的な取組についての情報発信、連続休暇を取得しやすい時季における年次有給休暇取得の集中的な広報や地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得の働きかけ等を行っています。

2. ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家庭、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向け、労働時間などの見直しを推進しています。

3. 労働契約法の周知・啓発

解雇や労働条件の引き下げは、労働者の方々の生活に大きな影響をもたらします。そのような労使間のトラブルを未然に防止するため、労働契約法においては、労働契約に関する基本的なルールを定めています。労働局では、リーフレットの配布、企業向けセミナーの実施等を通じて、その内容の周知を図っています。また、特に企業に対して無期転換制度（※）導入に係る支援等を行い、無期転換ルールの普及に取り組んでいます。

※ 労働契約法の改正により有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール。

4. 職場のパワーハラスメントの予防・解決

近年、職場内での暴言等のいじめ行為、適正な範囲を超える指導や注意に悩む職場が増えています。職場のパワーハラスメントは、労働者の尊厳や人格を傷つける許されないものです。労働局では、適切な労働条件を確保する観点から、予防・解決に向けた取組が積極的に進むよう対策を推進しています。

5. 個別労働紛争解決援助に関する業務

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（民事上の個別労働紛争）が増加しています。

こうした民事上の個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談対応等紛争解決援助サービスを行っています。

都道府県労働局の総務・企画に関する業務

労働局が施策を推進していくうえで、予算、組織、人事等の管理面での総合調整と、各行政分野や労働局内の部室をまたぐ行政課題に対して取り組む場面における内部調整や方針の決定、自治体等の他機関との連携等、業務面での調整を図る必要があります。

これらの業務については、労働局内の総務・管理、総合調整及び労働保険の適用徴収業務を総務部が担当し、政策の企画・立案、広報、個別労働関係紛争の解決援助等を雇用環境・均等部（室）が担当しています。

総務に関する業務

多岐にわたる業務を担当する労働行政では、労働局の持つ能力（人事・組織・予算など）を最大限に有効に活用し、迅速かつ適正に処理することができるよう労働局内の各部門と協力することが重要です。

これらの業務は、労働局の総務部総務課が中心となり、労働局内の各部門、労働基準監督署、ハローワーク等と協力しながら推進しています。

企画に関する業務

労働局の舵取り役として、働くことをめぐる課題に対して複数の部室で取り組む場面において、各部門の取組を総合調整し、戦略的な方向性を持って施策を展開するとともに、関係機関との連携を図る必要があります。

これらの業務は、労働局内の総合調整を総務部が、施策の企画・立案を雇用環境・均等部（室）が担当しています。

労働法制の普及等に関する業務

働いている人、これから働こうとしている人が働くためのルール（法律や制度など）を知っていることは、働く中でのトラブル防止や、職業意識を高めるために重要な要素であり、働くためのルールや困った場合の相談先などについて、労働局の取り組みを情報発信することも重要な仕事の一つです。これらの業務は、労働局雇用環境・均等部（室）が中心となり、労働局全体として取り組んでいます。

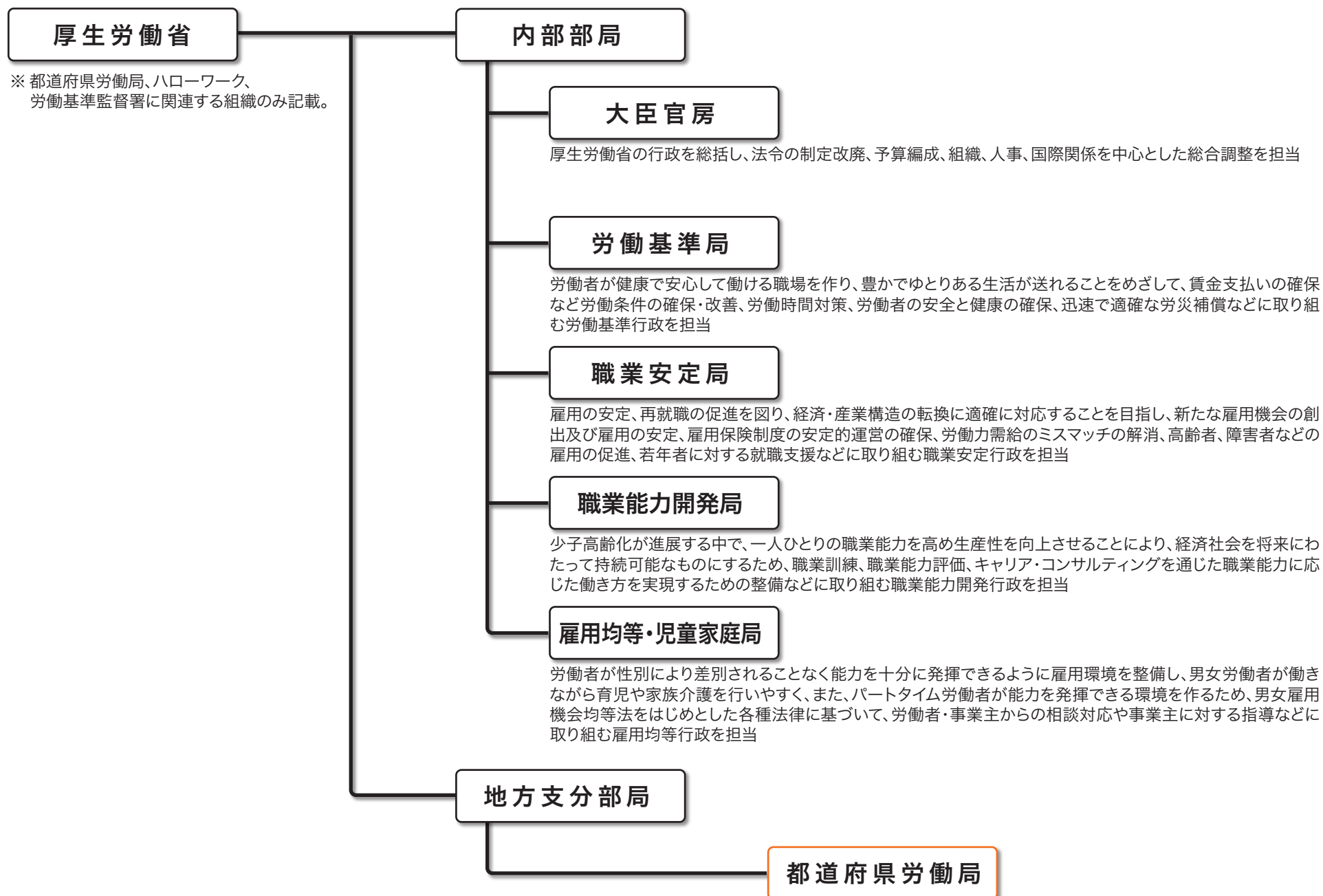
労働保険適用徴収に関する業務

労働保険は、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称で、原則として、労働者を一人でも雇用する事業にはすべて適用されることになっています。

徴収された労働保険料は、労災保険と雇用保険の給付、社会復帰促進等事業、雇用安定事業、能力開発事業等を行う上での貴重な財源となっており、労災保険と雇用保険の適用と保険料徴収の事務は、大変重要な業務です。

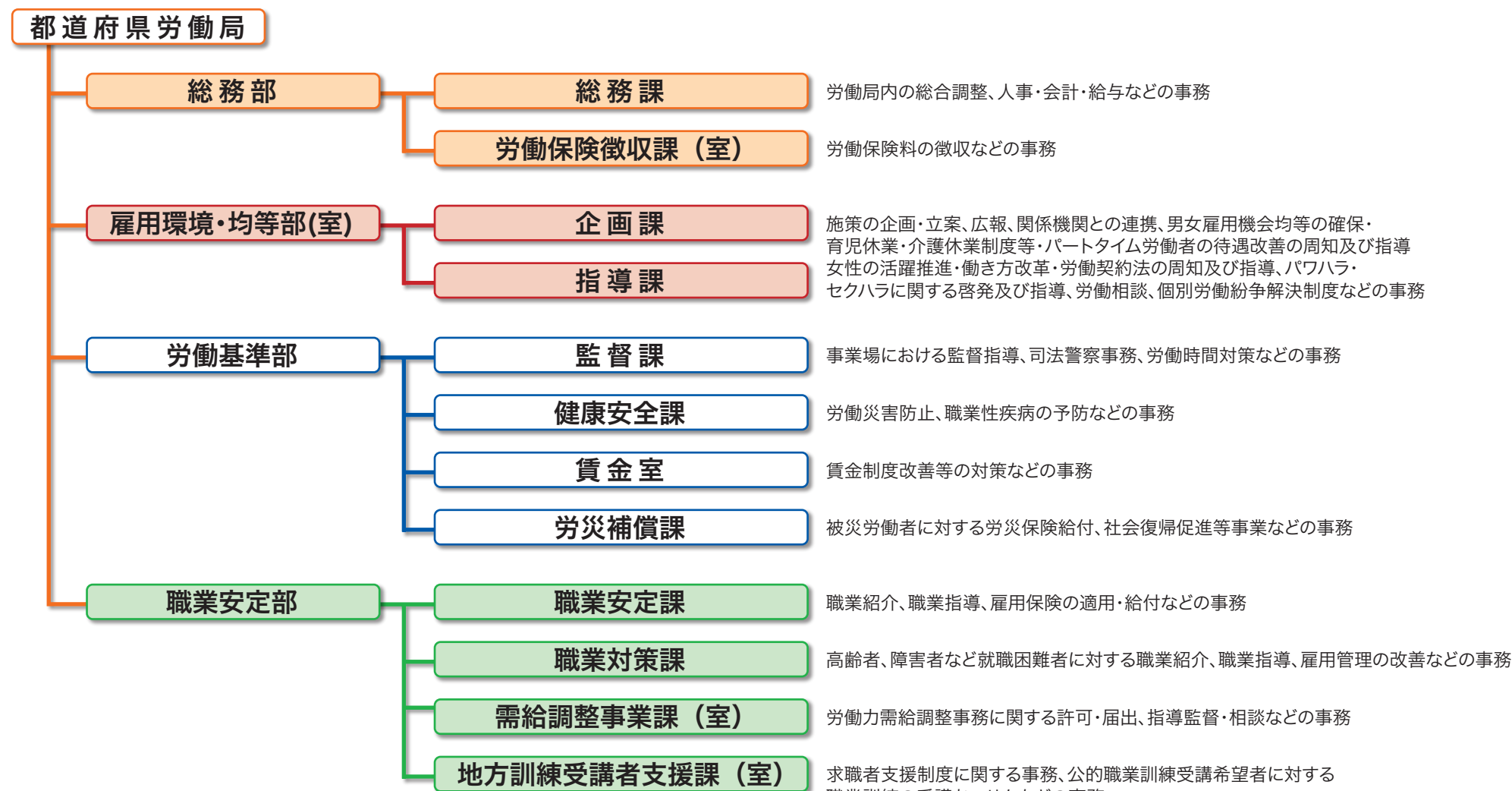
これらの業務は労働局の総務部適用徴収課（室）とハローワーク・労働基準監督署が担当しています。

厚生労働省の組織について（概要）



都道府県労働局の組織と所掌事務

都道府県労働局は、各都道府県域を管轄として全国で47設置されています。
4部制もしくは3部1室制を基本とし、各課・室の所掌事務は次のとおりです。



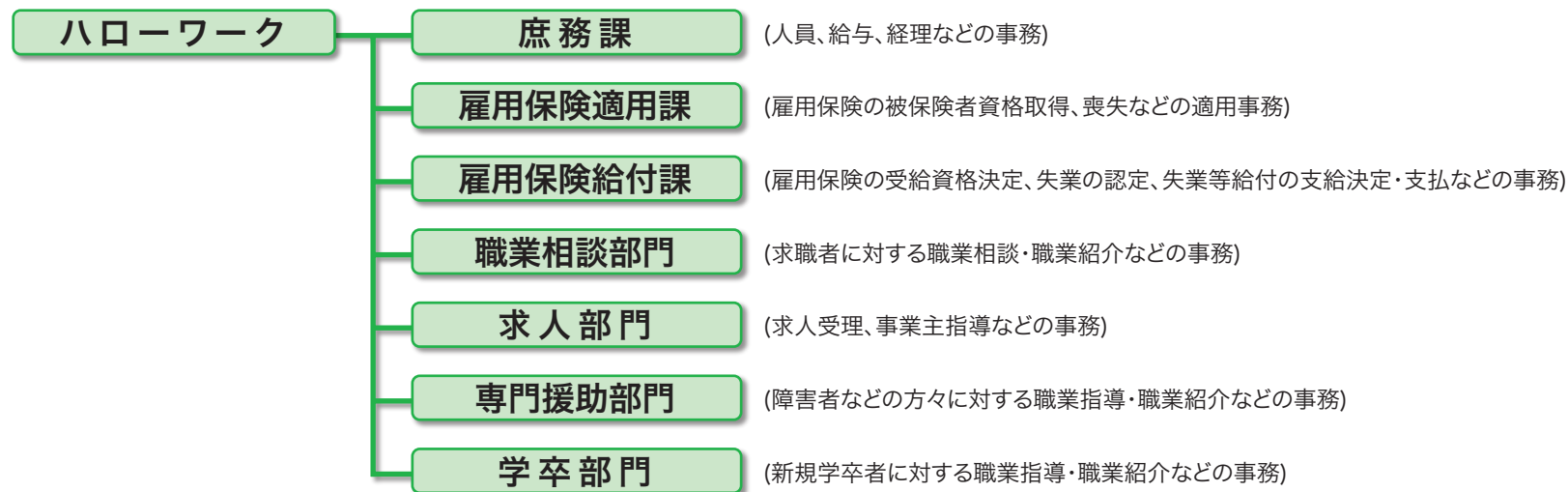
※1 実際の組織は、それぞれの労働局により異なります。

※2 企画課、指導課は雇用環境・均等部の設置局に設置されています。

※3 需給調整事業課（室）に替えて、需給調整事業部を設置している局もあります。

※4 が、配属される可能性のある部門です。

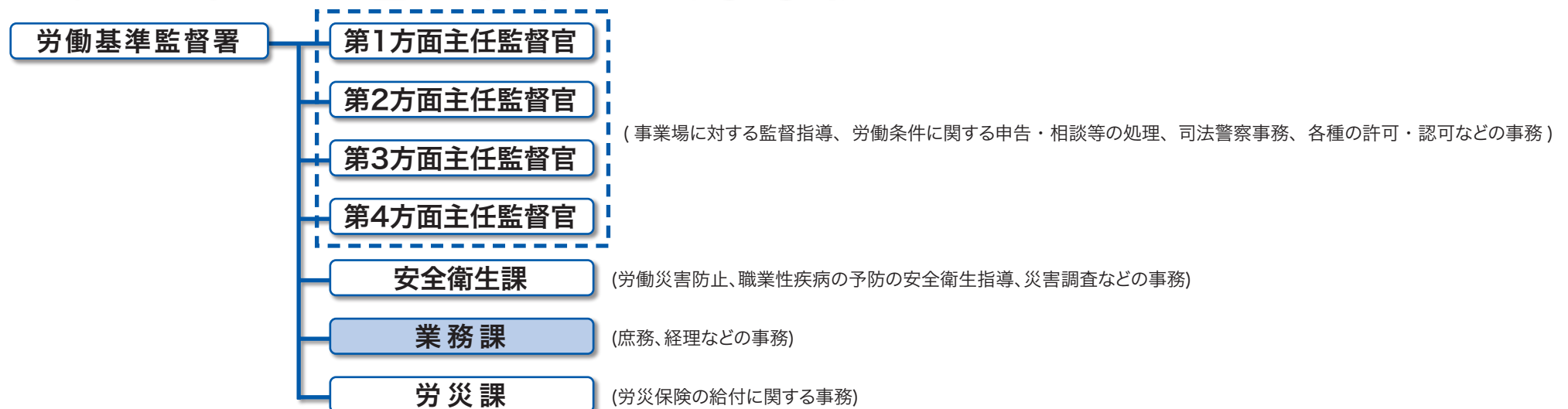
ハローワークの組織と所掌事務



※1 実際の組織は、それぞれのハローワークにより異なります。

※2 各課・部門に配属される可能性があります。

労働基準監督署の組織と所掌事務



※1 実際の組織は、それぞれの労働基準監督署により異なります。

※2 業務課 が、配属される可能性のある部門です。

入省後について

入省後の配属先について

原則として、労働局やハローワークなどで職業紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務、労働保険適用徴収業務、雇用均等業務等を行います。具体的には原則として以下の部署へ配属されます。

- ① 都道府県労働局総務部、職業安定部（※）、雇用環境・均等部（室）
- ② ハローワーク
- ③ 労働基準監督署（業務課）

※需給調整事業部が設置されている場合は、需給調整事業部も配属の対象となります。

キャリアパス（人事異動）について

原則として、定期的（おおむね2年）な人事異動により、労働局・ハローワーク・労働基準監督署間の異動を含め、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務、労働保険適用徴収業務、雇用均等業務等のさまざまな業務を経験し、労働行政全般についての知識を身につけていただきます。

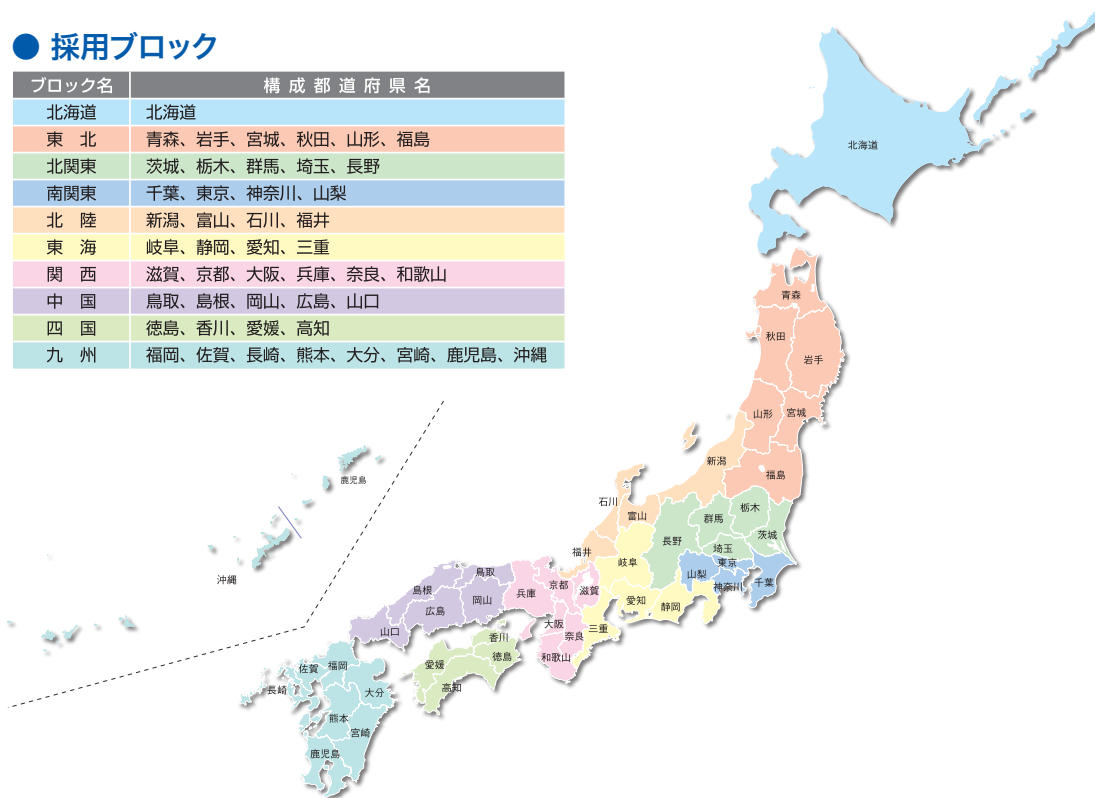
また、原則として（人事配置の都合による時期の変動等は起こりえますが）、入省後、本人が定着を希望する労働局（定着局）に2年配置され、その後、ブロック内の他の労働局を4年間で2箇所経験し、おおむね7年目以降は定着局に配置されます。さらに、労働局・ハローワークの幹部昇任時にもブロック内での他の労働局への異動（おおむね2年程度）を行うこととしています。ただし、他の労働局への異動時期に、育児、介護等の家庭の事情などがある場合には、本人の希望を尊重の上、異動時期などに配慮することとしています。

なお、本人の希望などにより、他のブロックや本省への転勤が行われることもあります。

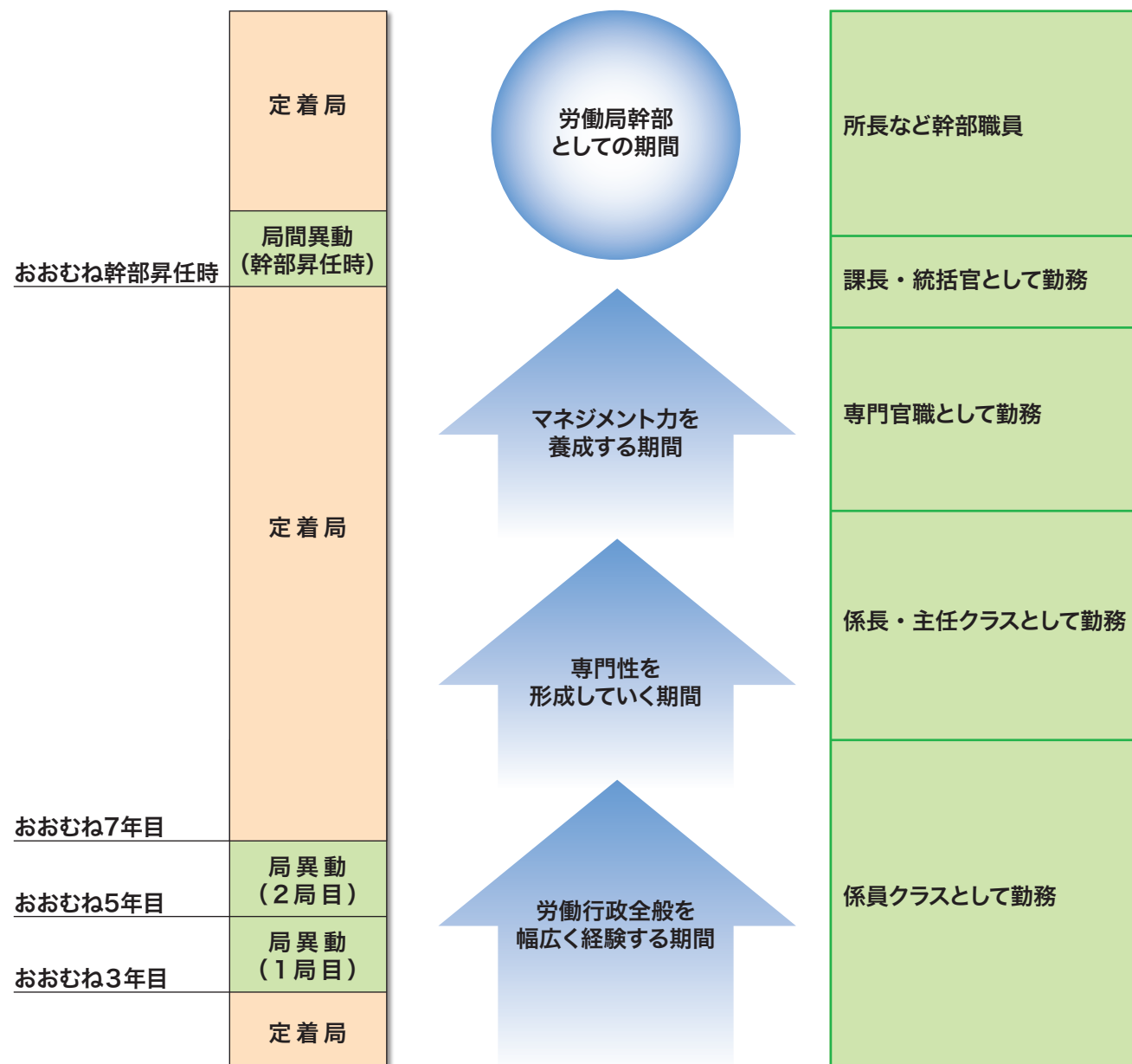
これらの経験を通じて、労働行政のスペシャリストとして、ハローワークの窓口などでご活躍いただくことを期待しています。

● 採用ブロック

ブロック名	構成都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、長野
南関東	千葉、東京、神奈川、山梨
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



キャリアパスの例



注1

本キャリアパス例は、例示であり、具体的なキャリアパスは労働局によって異なることがあります。

注2

○ 労働局内の配置部署は以下の通りです。

- ・ 総務部 (総務課、労働保険徴収課(室))
- ・ 職業安定部 (職業安定課、職業対策課、需給調整事業課 (室)、地方訓練受講者支援 (室))
- ・ (需給調整事業部が設置されている労働局にあっては) 需給調整事業部
- ・ 雇用環境・均等部 (室)

注3

○ 労働基準監督署内の配置部署

- ・ 業務課

○ ハローワーク内の配置部署

- ・ 庶務課
- ・ 雇用保険適用課
- ・ 雇用保険給付課
- ・ 職業相談部門
- ・ 求人部門
- ・ 専門援助部門
- ・ 学卒部門

ハローワーク職員的一天

出会いの連続です

佐野 香奈子
沼津公共職業安定所
雇用保険課
(平成 27 年 4 月採用)



私は現在、ハローワーク沼津の雇用保険継続給付係に勤務し、育児や介護のため休業している労働者や 60 歳以降も働き続ける意欲ある労働者への給付金の審査・受理を担当しています。自分の処理を通じてお金が動くので、ミスが無いよう日々慎重に業務を行っています。

窓口には手続きに不慣れな方もいらっしゃいます。分かりやすく説明するためにも、まずは自分が雇用保険制度についてしっかり学ぶことが大切です。覚えることはたくさんありますが、周りの先輩職員が快くサポートしてくれるため、新たな業務にも前向きに取り組むことができます。

ハローワークの業務は人々への支援が基本となっています。来所者の相談に乗り感謝された時には自分も嬉しくなり、日々やりがいを実感できます。皆さんも一緒に労働行政で働きませんか？



8:30

朝には身の回りの掃除・整頓、前日までに処理した書類の整理やメールチェックなどを行います。この時間帯は比較的窓口が空いているため、郵送等で預かった書類の処理も進めます。



17:15

1 日の最後には、その日に受け付けた手続きの件数の確認をします。取り扱う書類には個人情報をはじめ重要な情報が多数含まれているため、きちんと管理・保存することが必要です。繁忙期には残業をすることもあります。モチベーションを保つためにも早く帰宅できるよう心がけています。

10:00

管轄内には様々な規模の事業所がありますが、大きなところでは大量の申請をまとめて受け付ける場合もあります。数が増えるほど書類審査はたいへんになりますが、誤りがあっては事業所にも雇用保険の給付を受ける方にも迷惑が掛かってしまいますので、一つ一つの書類を間違いなく、手早く審査する必要があります。

また、上司への報告や連絡、相談も行いながらスムーズに処理をすすめていきます。



12:00

ハローワークはお昼も窓口を開いているため、交代でお昼休みを取っています。休憩時間は、求職者支援など違うフロアで働いているハローワーク職員ともコミュニケーションを取れる大事な時間です。

14:30

窓口の状況は日によって様々です。お客様をお待たせしないために、自分の担当以外の業務の対応をすることもあります。従業員の雇用や退職、事業所の移転や代表者の変更など、雇用保険業務には事業を行う上でのあらゆる場面に応じた届け出があるので、それらの様々な対応するのは自分にとっても良い経験になります。



地域の発展に貢献できる仕事です。

中川 勝則
青森労働局職業安定部
職業安定課長
(昭和57年4月採用)



労働局職業安定部では、皆さんがよくご存じの職業紹介業務や雇用保険業務のほかに、地域雇用対策という業務も行っています。人口減少・超高齢化という日本の大きな課題に取り組むために、「まち・ひと・しごと地域創生」という言葉を聞く機会があると思いますが、地域を活性化し発展させるため雇用機会の創出が重要となっております。私は、これまで地元のいくつかの市や町と一緒に、その地域における観光分野の中核的人材等を育成する仕事に携わり、その仕事を離れてからも、市や町の幹部の方と良好な関係のもと地域の雇用改善に取り組むことができました。

皆さんも市町村等と連携して地域の発展に貢献するために、労働局・ハローワークの一員として、力を発揮してみませんか。お待ちしております。

多様な業務を 多様な人たちで

栗山 僚子
奈良労働局
雇用環境・均等室長
(平成元年4月採用)



平成28年4月から、全国の労働局で「雇用環境・均等部(室)」がスタートしました。

「パワハラ」「マタハラ」「女性の活躍」「働き方の改革」。ここ数年ニュースなどでよく見かける言葉ですが、自分に合った仕事と生活のバランスでいきいきと働くためには、最低限の労働条件が守られるだけではなく、多様な立場の人たちがその能力を十分に生かせるような職場環境を作ることがとても大切です。

雇用環境・均等室では、上にあげたような様々な問題について毎日多くの相談が寄せられますが、労働者側、会社側の人たちからじっくり話を聞いて(そこがなかなか大変です)、どうすれば法に沿いつつさらに良い形に持っていけるか、みんなで知恵を出し合って解決を目指します。

これから労働行政を目指すみなさん、日々新しい発見があるこの仕事と一緒に問題を解決していきましょう。

やりがいを感じられる職場

宮崎 拓次
大分労働基準監督署
業務課長
(昭和57年4月採用)



私が勤務している労働基準監督署は、労働者の方が健康で安心して働くことができる職場環境を実現するための仕事を行っており、その組織は、方面、安全衛生課、労災課及び業務課で構成されています。

主に、方面では、労使双方からの各種労働相談への対応のほかに、法定労働条件の確保や過重労働による健康障害の防止を図るための監督指導を、安全衛生課では、労働災害の防止やメンタルヘルス対策などの促進を図るための安全衛生指導を、労災課では、仕事上の負傷や仕事が原因で発症した疾病等について補償を行う業務を、それぞれ労働基準法など所管する法律に基づき行っています。

私が所属する業務課の仕事は、職員の服務管理など庶務関係業務全般となりますが、業務課があって署内他部署の仕事が円滑に進み、労働基準監督署の存在感を対外的にアピールできているのだと思うとやりがいを感じます。

労働行政は、国民生活に直結した行政であり、やりがい・働き甲斐を感じられる職場です。ぜひ、一緒に労働行政を支えていきましょう!

若い力が労働局を支えています

西山 和彦
神奈川労働局
総務部総務課長
(昭和54年4月採用)



都道府県労働局総務部は、総務課と労働保険徴収課(室)で組織されています。

総務課では、職員の採用や人事・給与等に関する事務、局内の各所属(局内各課室・監督署・安定所)に係る庶務会計事務のほか情報公開に係る事務など、労働局全体の事務全般を担当しています。

労働保険徴収課(室)では、労働保険料等の適正な納付、労働保険の未手続事業場に対する加入促進等の業務を担当しています。

総務部では多くの若い職員が働いています。常に関係法令等のルールに則った正確で迅速な事務処理が求められる仕事ですが、自分たちが労働局という大組織の屋台骨を支えているという誇りを持ち、日々活発な意見交換をしながら業務に取り組む若い職員の姿は凛々しく、とても頼もしく感じています。

労働行政は、どの職場においても地域住民に密着したきめ細かな行政サービスを提供しています。公務員として「社会の役に立ちたい」と志している皆さんにとってはまさにうってつけの職場ではないでしょうか。是非、我々労働行政の職場であなただけのその志を実現してみてください。

先輩からのメッセージ

Q 皆さんがこれまで経験してきた業務を元に、後輩となる人たちへのメッセージをお願いします。

労働局採用の本省勤務職員より

やりがいがあります!

児玉 和彦
厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部
需給調整事業課
派遣・請負雇用管理係
(平成22年10月採用)



私は、民間企業で金融業の法人営業の業務を2年経験した後、転職し、平成22年に都道府県労働局に採用され、ハローワーク松本で雇用保険適用業務を2年半、ハローワーク佐久で雇用保険給付業務を1年経験し、平成26年4月からは厚生労働本省での業務に従事し、現在に至ります。

本省ではハローワークシステムに係る業務に従事した後、現在配属されている需給調整事業課では、労働者派遣事業に係る許可業務を主とした業務を行っております。平成27年9月に改正派遣法が成立しましたが、私はこの法改正に係る業務を経験する機会に恵まれました。議員の先生へのレクの随行、関係省庁との連携、夜中の国会へ資料の持ち込み等、普段ではできない経験をしたこともさることながら、自分の職務への理解が深まったことが大きな収穫であると感じています。また、多くの人に支えられて仕事は進めることができるのだと、改めて実感しました。

労働行政は、働く人、働こうとする人など、多くの人の人生に関わる仕事であり、社会への影響や関心が大いなので、困難な状況に遭遇することがあっても、自分の仕事や誰のために役立っているのか実感しやすい仕事であると思います。みなさんと一緒に仕事ができることを期待しております。

我が行政に誇りと使命を感じて！

布施 幹男
新潟公共職業安定所長
(昭和51年4月採用)



遡ること昭和13年、ハローワークの前身が国営化される際、時の厚生大臣による「懇切、公正、迅速」の三原則は、今でも私たちの大切な指針であり、こころの支えです。

新潟労働局の各ハローワークには、所長経験者である先輩が、退職後自ら銅板に当書体を彫金した額が寄贈されており、銅板に光る「懇切、公正、迅速」の書を仰ぐ度、多くの職員が我が行政に誇りと使命を感じています。

ハローワークでは、その時々雇用情勢に応じた機動的な、そして地域に密着した対策を実施しています。

私自身、平成16年に発生した新潟県中越地震時の被災地（長岡所）勤務の際は、仮設住宅への出前相談や被災者の再就職支援に取り組みました。

また、行政にとってここ10年は、リーマン・ショック後の世界金融不況により、我が国でも倒産や多くの失業者が発生したこと、さらに東日本大震災の発生や、その後各地で発生した自然災害等で職を失った方も大勢おられました。これらにおいても「厚生労働省－労働局－ハローワーク」が丸となり、地方自治体等の各機関とも連携しながら各種施策に取り組み、雇用の安定に努めてまいりました。

「人と仕事」は生活をしていく上で切り離せないものであり、私たちは国民生活に直結する仕事をしています。

ぜひ、あなたの能力で労働行政の更なる前進、お願いしたいです！

「働く」ことのお手伝い

中内 さやか
尼崎公共職業安定所
職業相談部門
上席職業指導官
(平成7年4月採用)



私は大学卒業後、ハローワーク伊丹の庶務課経理係に配属され、以降は兵庫県内4か所と和歌山のハローワークで求人・職業相談・雇用保険給付・雇用保険適用の各課・部門で業務を担当した後、労働局での3年間の勤務を経て、今年の4月から、ハローワーク尼崎で5度目の職業相談業務を担当しています。経験のある業務であっても、勤務場所や利用者がそれぞれ違うため、同じことの繰り返しではなく、いつも驚きや新しい発見があります。また、たとえ担当する業務が変わっても、それぞれの業務がつながっているため、その業務の経験は無駄にはならず、次の業務に活かすことができます。

ハローワークは利用者や職員など、とにかく日々、人と接することの多い職場であるとともに、経験を積むことで専門性が養われる職場でもあります。社会に関心があり、人と関わる仕事をしたい、と思う若い皆さんを全国のハローワークの仲間がお待ちしています。

一緒に働ける日を 楽しみにしています

岡本 武宏
佐賀労働局職業安定所
職業安定課需給調整事業室
需給調整指導官
(平成18年4月採用)



私は、現在、民間の職業紹介会社や派遣会社に係る許可・届出を審査する業務や法律に基づいて指導監督する業務を担当しています。

派遣労働者は、労働力としては一番景気の影響を受けやすく、「派遣切り」といった社会問題になったこともあります。「労働者派遣法」は、平成27年9月に改正され、派遣労働者のキャリアアップを図ることや雇用の安定を図る措置を執ることなどが派遣会社の責務として課されました。説明会の開催など改正法の周知や派遣労働者の雇用の安定が図られているかなど事業所調査も行っています。

行政機関にはいろいろな業務がありますが、「労働」という分野においては、労働局・ハローワークでの職業相談や会社への指導監督など、より国民の身近で仕事ができます。

また、私は、2児の父親ですが、職場の方々の協力もあり育児休業を取り「イクメン」になることもできました。もちろん、労働法に関して理解ある職場ですので働きやすいです。ぜひ労働局と一緒に働いてみませんか。

「社会に役立つ」を実感 できる職場です

新井 哲也
群馬労働局総務部
労働保険徴収室
地方徴収専門官
(平成13年4月採用)



都道府県労働局に採用され、13年間のハローワーク勤務を経て現在は総務部労働保険徴収室で労働保険の徴収業務を担当しています。

労働局は、労働行政の第一線として様々な業務を行っています。現在、私の業務は労働保険料の徴収係として定期的な事業場訪問や納付計画の作成支援、必要に応じてその事業場に合った計画を提案するというものですが、コンサルティングの要素もあるため、難しくもあり、感謝されることもあるやりがいのある仕事です。

地道な業務ではありますが、労働保険料の適正な徴収業務は健全な労働保険制度の運営のためにも欠かせません。労働行政の役割は今後もさらに重要となりますので、ぜひ皆さんの力を労働局で活かしてみたいかと思いますが、

皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

人の役に立てる 職場です

白井 恵子
さぬき公共職業安定所
東かがわ出張所
(平成18年4月採用)



現在、雇用保険の担当として、事業主の雇用保険に関する手続きから、求職者に対する給付業務まで、幅広く業務を行っています。職場の雰囲気は良く、職員同士助け合いながら、仕事に取り組んでいます。

利用者の中には、不安な気持ちを抱えてハローワークに来られる方もいらっしゃるのですが、事務的に対応するのではなく、安心して利用していただけるような対応を心がけています。

対人業務のため、困難な場面もありますが、話を終えた後に「ハローワークに来てよかった!」と言ってもらったときには、やりがいを感じます。

ハローワークは、人の役に立っているという実感のもてる職場です。様々な出会いを通じて、自分自身も成長できます。ぜひ一緒に働きましょう。

充実感のある職場です

木村 恵
兵庫労働局
雇用環境・均等部企画課
(平成27年10月1日採用)



私が最初に配属された雇用均等室（雇用環境・均等部の組織改正前の部署）では、次世代育成支援対策推進法という労働者の仕事と子育ての両立支援のための法律を担当し、法の履行確保や周知・徹底等に関わってきました。日々わからないことばかりでしたが、上司や先輩に恵まれ、助けを借りつつ業務を遂行してきました。業務の中で特に印象に残っていることは、子育てサポート企業マークである「くるみん」の認定に関することです。企業の担当者や何度もやりとりを重ね、無事、認定取得につなげることができた時は、大きなやりがいを感じました。

採用後半年で組織改正が行われ、現在の部署に異動となりました。労働局全体の広報活動や、内部の調整を行う企画課の仕事は、全く初めてのもので毎日が勉強ですが、さまざまな業務を幅広く経験できることも、労働行政ならではの魅力だと感じています。

労働局には、私のような新入職員を温かく育ててくれる上司、先輩がたくさんいます。毎日楽しく、充実した仕事ができる職場なので、ぜひ一緒にがんばりましょう！

採用後の処遇について（よくある質問）

Q 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

A 特別な知識は採用時には必要ありません。
しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられない日はないと言ってもいいほどですから、労働行政を志望する皆さんにも、幅広く関心を持ってほしいと思います。

Q 研修制度について教えてください。

A 採用後速やかに、公務員として必要な基礎的知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質の向上を図るための研修を実施しています。
その後、行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務または役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。

Q 給与等について教えてください。

A 初任給は一般職試験（大卒程度）採用の場合 172,200 円、一般職試験（高卒程度）採用の場合 140,100円が基本ですが、採用前の経歴に応じて加算されることがあります。また、期末手当・勤勉手当（ボーナス）が6月と12月に支給されます。
その他、大都市圏に勤務する職員には、その地域に応じて給与（俸給）の 3%～ 18%の地域手当が加算され、通勤手当（最高限度額1ヵ月当たり 55,000円）、住居手当（最高限度額1ヵ月当たり 27,000円）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。また、特定の業務に就いた場合に支給される手当もあります。

Q 人事異動はありますか？また、その際は転居を伴いますか？

A 2～3年くらいの割合で人事異動があり、労働局・ハローワーク・労働基準監督署を異動しながら多くの業務を経験していただきます。
また、採用ブロック内で都道府県をまたぐ労働局間の異動は合計3回程度（採用後おおむね7年目までに2回、おおむね幹部昇任時に1回）でそれぞれ2年程度経験していただく予定です。この際、異動先によっては転居が必要となる場合があります。

Q 宿舍へは入居できますか？

A 独身者用宿舍または世帯用宿舍に入居することができます。戸数に限があるので、民間アパートなどの使用をお願いする場合があります。（アパートなどを使用する場合は住居手当を支給）

Q 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えてください。

A 出産に際し産前6週間、産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子供が3歳になるまで取得できます。その他にも保育園への送迎などの目的として、勤務時間帯を選択できる早出・遅出勤務や、育児時間を取得できる制度もあります。

問い合わせ先（平成28年度）

1 採用手続などに関する問い合わせ先（総務部総務課）は次のとおりです。

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎9F	011-709-2311（代）
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8833（代）
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー16F	048-600-6200
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14F	03-3512-1600
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500

2 上記以外の労働局は次のとおりです。なお、次の労働局でも問い合わせを受け付けています。

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
青森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	017-734-4111
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3001
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6681
山形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3F	023-624-8221
福島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5F	024-536-4617
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎	029-224-6211
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9110
群馬	371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎9階	027-896-4732
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4311
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8F	045-211-7350
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2727
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
福井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2655
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2850
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026-223-0550
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3F	058-245-8101
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6317
三重	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-226-2105
滋賀	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-522-6647

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館8F	06-6949-6482
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8915
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5F	092-411-4741

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14F	078-367-9000
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0201
和歌山	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1100
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番地9	0857-29-1700
島根	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7005
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2011
山口	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0360
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9141
愛媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6F	089-935-5200
高知	780-8548	高知市南金田1番39号	088-885-6021
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎四階	0952-32-7155
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3F	095-801-0020
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096-211-1701
大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-536-3211
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8820
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F	099-223-8275
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3F	098-868-4003



ひと、くらし、みらいのために